

平成 30 年度入学試験問題 刑事訴訟法出題趣旨

小問 1

本問は、いわゆる当事者主義にかかわる制度を、本判決とのかかわりを意識しつつ、例示することを求めるものである。当事者主義の意味を具体的な制度と結びつけて理解できているか否か、判例の文脈において想定されている当事者主義の制度はどのようなものかを意識して論じることが期待される。条文に定められている制度の例として、公判前整理手続等を通じた当事者による争点の設定（316 条の 5 等）、証拠調べ請求（298 条 1 項）、当事者による交互尋問（刑訴規則 199 条の 2 以下）等を挙げることができるであろう。

小問 2

直接主義および口頭主義の意義について、具体的な制度を結びつけて理解しているか否かを問うとともに、そのことを本判決とのかかわりを意識して説明できるか否かを問うものである。直接主義そのものは多義的な概念であるが、少なくとも本判決の文脈における直接主義とは、人の供述を証拠とする場合には、判決する裁判官の面前での供述によらなければならないという原則を指しているものと思われる。その具体的な実現として、伝聞証拠禁止原則（320 条 1 項）や証人尋問制度（304 条、刑訴規則 199 条の 2 以下）を挙げるができる（このような意味での直接主義は、伝聞証拠禁止原則の趣旨に含まれている）。口頭主義は、原則として、判決は口頭弁論に基づいてこれをしなければならないとの考え方であり（43 条 1 項）、ここにいう口頭弁論とは裁判所の訴訟指揮、証拠調べ、裁判などを含む手続全体を意味する。その趣旨は、訴訟主体が審判に同時的かつ直接的に参加することを可能にすることにある。例えば、証人尋問制度（304 条、刑訴規則 199 条の 2 以下）は口頭主義を実現しつつ行われている証拠調べの方法である。

小問 3

裁判員制度が導入された結果として、裁判員が判決に至る手続に参加し、また裁判員が自ら証人等や被告人に対して、尋問（裁判員法 56 条）や質問（裁判員法 59 条）を行うことができるに至った。そのため、法律の専門家ではない裁判員にとっても理解できる審理が求められるようになった。また、証拠を厳選し（刑訴規則 189 条の 2）、最良の証拠を公判廷に顕出することが、従前以上に当事者に対して期待されるようになった。

このような制度を円滑に実現するためには、裁判員を含む訴訟関係人が審判に同時的に参加できるようにするとともに、裁判員を含む裁判所の面前で証人を直接に観察して心証をとることが期待されるようになったといえる。すなわち、小問 2 で確認されたような趣旨を有する直接主義・口頭主義を徹底する状況が生まれたのである。

以上